

前 金	部 分 払
有	0 回

令和 元 年 度
建整ス振補 第 1-1 号

津球場公園(野球場)実施設計業務委託

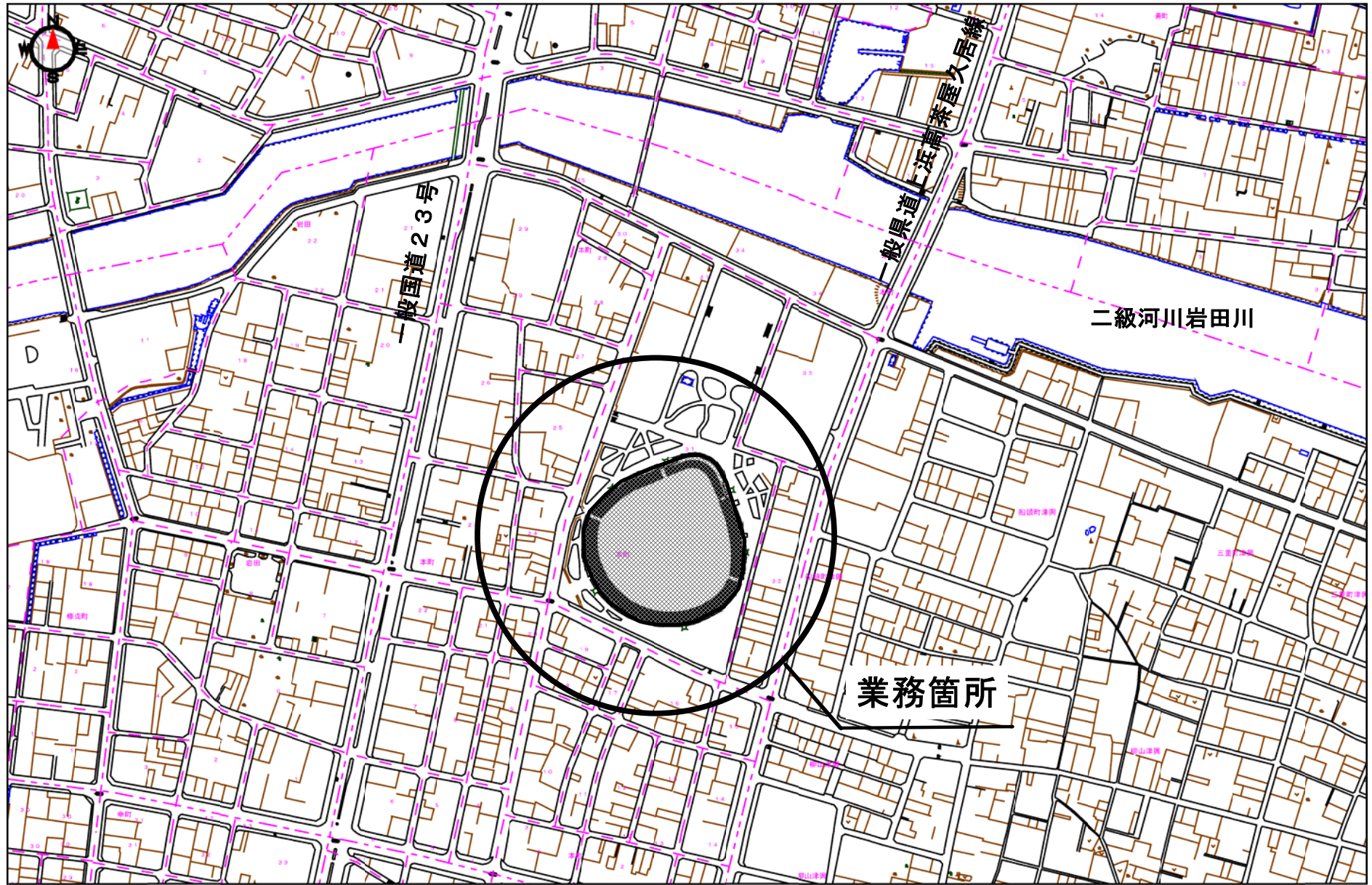
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
建設部建設整備課

令和 元 年度		建整又振補 第 1-1 号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市本町地内			参事兼課長	
				検算者	
委託名	津球場公園(野球場)実施設計業務委託			調整担当主幹	
				設計者	
設計額	(うち消費税等相当額)				
履行期間	令和元年12月20日限り				
長	—		巾	—	
業 務 の 大 要					
実施設計 1式					

位置図

令和元年度建整入振補第1-1号
津球場公園(野球場)実施設計業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
公園緑地設計				式				
					1.000			
実施設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 実施設計					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
与条件の確認および調査	式				第0001号単価表
		1.000			
実施設計の検討	式				第0002号単価表
		1.000			
実施設計図の作成	式				第0003号単価表
		1.000			
数量計算	式				第0004号単価表
		1.000			
概算工事費の算出	式				第0005号単価表
		1.000			
設計説明書の作成	式				第0006号単価表
		1.000			
照査	式				第0007号単価表
		1.000			
合 計					

[設計・解析・調査]

第 0002 号 明細表 打合せ協議					1 式	
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議		式				第0008号単価表
着手時・中間2回・納品時			1.000			
合 計						

SJ0010 与条件の確認および調査		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 実施設計の検討		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 実施設計図の作成		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 数量計算		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0050 概算工事費の算出		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0060 設計説明書の作成		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0070 照査		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0080 打合せ協議 着手時・中間2回・納品時		第 0008 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

令和元年度建整ス振補第1-1号

津球場公園（野球場）実施設計業務委託

数量総括表

レベル : 設計・解析・調査

工 事 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
01: 設計・解析・調査					式	1	
	公園緑地設計				式	1	
		実施設計			式	1	
			与条件の確認及び調査		式	1	
			実施設計の検討		式	1	
			実施設計図の作成		式	1	
			数量計算		式	1	
			概算工事費の算出		式	1	
			設計説明書の作成		式	1	
			照査		式	1	
	打合せ				式	1	
		打合せ協議			式	1	
			打合せ協議	着手時・中間2回・納品時	式	1	

特記仕様書

この特記仕様書は、「令和元年度健整ヌ振補第1-1号 津球場公園（野球場）実施設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本業務を実施するにあたっては、三重県業務委託共通仕様書、本特記仕様書によるほか、監督員の指示による。

I. 業務目的

津市本町地内にある地区公園である津球場公園内の野球場については、昭和40年12月の供用開始から50年以上経過しており、施設の老朽化が進行している中、2021年に本野球場は第76回国民体育大会（三重とこわか国体）の会場となることが決定している。

本業務においては、過年度に作成した公園施設長寿命化計画に基づき、国体開催に向けて改修が必要な諸施設について、工事に向けた実施設計を行うことを目的とする。

II. 業務内容

1. 業務概要

実施設計 一式

設計対象は以下のとおりとする。

- (1) 内野スタンド観客席改修
- (2) 内外野スタンド法面擁壁改修
- (3) 内野スタンド前面フェンス設置
- (4) 内野スタンド天端フェンス設置
- (5) 外野スタンド天端フェンス設置
- (6) 内外野の出入口扉改修（10箇所）
- (7) 内野スタンド等の改修に伴う既存施設の撤去
- (8) バックネット下部人工芝設置

2. 実施設計

(1) 与条件の確認及び調査

過年度に策定した公園施設長寿命化計画の内容を把握するとともに、実施設計の対象範囲、撤去が必要となる既存施設の位置、形状等を現地調査により確認する。

(2) 実施設計の検討

与条件の確認及び調査に基づき、対象施設の安全性、快適性、施工性、経済性、コスト削減、環境等の観点から細部検討を行い、施工位置、形状寸法、材質、構造、施工方法等を検討するとともに、撤去の対象となる構造物の設定、範囲及び撤去工事の方法等の検討を行う。

また、本設計にあたっては地盤面の床掘りを伴わない工法とすることを前提とし、基礎部分の形状、施工方法等について比較検討し、採用案は構造計算により、基礎構造の安全性を確認する。

なお、内外野スタンド法面擁壁の改修については、劣化箇所の補修程度とする。

- (3) 実施設計図の作成
実施設計の検討結果に基づき、以下の設計図面を作成する。
 - ① 計画平面図 (縮尺 1:200~1:500)
 - ② 施設平面図 (縮尺 1:200~1:500)
 - ③ 撤去平面図 (縮尺 1:200~1:500)
 - ④ スタンプ標準断面図 (縮尺 1:50~1:200)
 - ⑤ 施設構造図 (縮尺 1:10~1:50)
 - (4) 数量計算
実施設計図に基づき、面積・延長数量、材料数量等を算出する。
 - (5) 概算工事費の算出
上記数量に基づき、工種別に概算工事費を算出する。
なお、概算事業費を把握するための資料を令和元年10月15日までに提出すること。
詳細については別途協議とする。
 - (6) 設計説明書の作成
設計基準を始め、諸施設の選定根拠、容量や規模等の算定根拠となる各種計算書、概算工事費の算出結果などを設計説明書としてとりまとめる。
 - (7) 照査
基礎情報、敷地情報の把握、設計方法、設計手法の妥当性、成果品の内容について照査を行う。
3. 打合せ協議
打合せ協議は、初回・中間(2回)・最終(成果品納入時)に行うものとする。
4. 提出書類
受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出しなければならない。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。
- (1) 委託業務着手届
 - (2) 業務工程表
 - (3) 管理技術者届・照査技術者選任届
 - (4) 業務計画書
 - (5) 委託業務完成報告書
 - (6) その他発注者が必要とする書類
- III. 成果品
成果品の提出にあたっては、以下のとおりとする。
(1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品検査を受けなければならない。

(2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、成果品検査後であっても受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(4) 納入する成果品は以下のとおりとする。

①実施設計図	1	部
②数量計算書	1	部
③設計説明書	1	部
④電子データ (CD-R)	1	式
⑤その他必要書類	1	式

IV. その他

1. 疑義

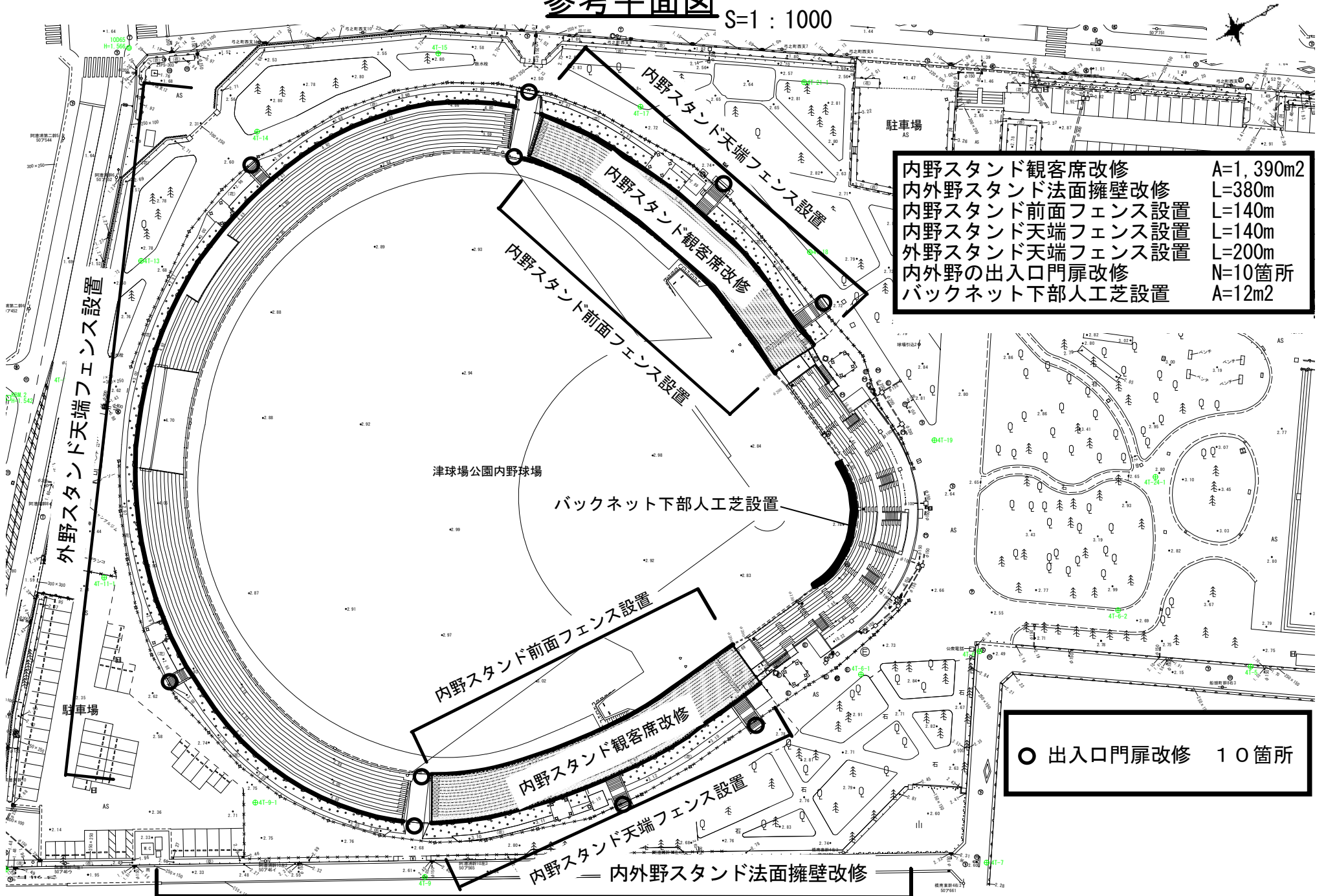
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について、発注者受注者協議のうえ、これを定める。

2. 準拠図書

受注者は、業務に当たり下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 都市公園技術標準 | (国土交通省) |
| (2) 都市公園技術標準解説書 | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (3) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり ((一社) 日本公園緑地協会) | |
| (4) ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル (三重県) | |
| (5) 公園施設長寿命化計画策定指針 (案) 【改訂版】 | (国土交通省) |

参考平面図 S=1:1000



内野スタンド観客席改修	A=1,390m ²
内外野スタンド法面擁壁改修	L=380m
内野スタンド前面フェンス設置	L=140m
内野スタンド天端フェンス設置	L=140m
外野スタンド天端フェンス設置	L=200m
内外野の出入口門扉改修	N=10箇所
バックネット下部人工芝設置	A=12m ²

○ 出入口門扉改修 10箇所

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO.1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成30年11月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成30年11月） 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （1）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（概算事業費資料） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名 令和元年度 津球場公園内野球場メインスタンド棟改修工事に係る設計業務委託） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門都市及び地方計画科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> RCMの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示事項（条件及び内容）	
カ	<p>明示項目</p> <p>照査技術者の要件</p> <p>照査技術者の要件</p> <p>照査の実施</p>
キ	<p>打合せ等</p> <p>資料の貸与</p>

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
平成30年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

NO. 3

明示項目	明示事項 (条件及び内容)	
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。	
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出す算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。